

中川事務所新聞

第104号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

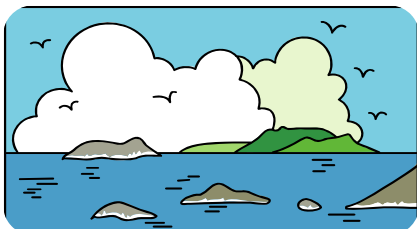
【社会保険の適用範囲拡大】

社会保障と税の一体改革協議により、下記の条件を全て満たす人が健康保険・厚生年金の対象として拡大されました。

- ①勤務時間 週20時間以上
- ②月額賃金 8.8万円以上
- ③勤務期間 1年以上
- ④学生は適用除外
- ⑤従業員 501人以上

実施時期は平成28年10月の予定です。

大企業にパートに出ている主婦などは対象になりますが、一



般的な中小企業では⑤の条件により、とりあえず負担増は回避されています。

【関西電力の計画停電】

計画停電の実施要領が公表されています。ポイントは以下のとおりです。

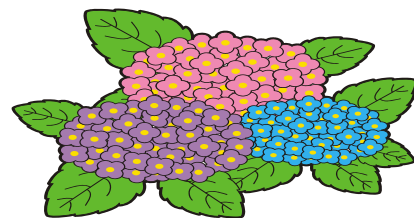
- ・エリアを6グループに分け、さらに8サブグループに分ける。
- ・サブグループは変電所単位で行政区域とは必ずしも一致しない。
- ・自分がどのグループに属するかは、検針票や関電からのDMで予め確認しておく。
- ・停電時間は2時間30分

停電の決定から実施までそれほど長い時間はありません。予

め日程を確認して業務予定と電気機器の対応準備（多岐に渡りますが）をしておく必要があります。特に常時稼働を前提としているもの（防犯機器やサーバー等）には念入りの注意が必要です。

【7月の事務予定】

- ・7月決算法人期末実地棚卸
- ・4月決算建設業決算変更届
- ・5月決算法人確定申告&納税
- ・11月決算法人中間申告&納税
- ・健保・厚年の算定基礎届
- ・節電策の実行



知ってお得！？法律雑学

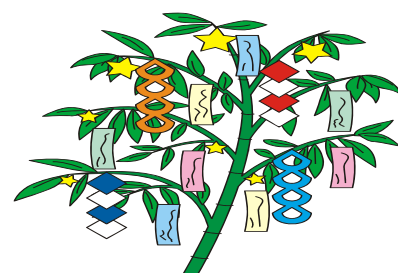
Q. 私たち夫婦には子供がいりません。両親共に既に他界しています。どちらか一方が亡くなったら財産は残された一方が全部引き継ぎますね？

A. そうとは限りません。故人に兄弟姉妹がいる場合、その兄弟姉妹（亡くなっている人がいればその子（つまり甥や姪））も相続人として権利を主張することができます。

この場合、仮に財産が家1軒だけだったとしても、それら相続人が持分を寄越せとすることができるし、たとえ付き合いが全くなかったとしてもそれらの人の了解無しに財産を全部自分のものにはできません。

この問題を回避するためには、夫婦共に遺言で相手方に遺産を全て相続させるとして

おくことが有効です。兄弟姉妹には遺留分（最低限これだけは寄越せという権利）がないので、これで全ての財産を夫婦の一方に引き継ぐことができます。



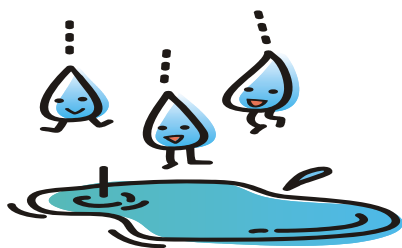
経営談義

【ガソリンスタンド(GS)の倒産ラッシュ】

報道によると、GSの店舗数がピーク時の6万軒から3.9万軒まで激減しています。主な原因は老朽タンクの改修義務付けと値引き合戦です。

老朽タンクの問題については規制強化という外部環境の変化で、どの業者にも等しくその影響が及びます。しかし、値引き合戦というのは、自らの戦略不在による内部的な要因によるところが大きいでしょう。

まず外部環境の変化につい



て、GSに限らずほとんどの会社において（設備）投資というものは付いて回ります。それを見越して内部留保なり資金調達を計画するわけですが、目先に追われて先を見通すことが出来ないならば、経営の放棄といってもいいでしょう。

次に値引き合戦については、品質にほとんど差のない単品を他社よりも高く売るとするのは正直困難でしょう。だからといって不毛な低価格競争に邁進するのは、これもまた経営の放棄といえるのではないのでしょうか？

一般的に価格というものは価値への対価と考えられています。同じものでもところによって値段が違うのは、提供する価値に差があるからです。

その差をできるだけ大きくとる活動こそが経営努力というものなのですが、価格の絶対額の低さを競うというのは、自らその提供するものに価値がないと宣言しているのに等しくなります。

巷では低価格競争を脱するための方策は数多く提案されており、その多くは正しい提案だと思われます。ただ一つ注意すべき点は、自社にとって何がベストかを見抜く選択眼です。GSの問題を他山の石としてしっかり学びましょう。



スポーツクラブのプールで水泳でも始めようか
と思い、平泳ぎで五十m
に挑戦したら終盤に力尽
きて溺れそうになりました。
水泳以前にやるべき
ことがあるようです。

宝くじで一等が当たりました。一等当選という文字を見て心臓が止まりそうになりましたが、この宝くじの一等賞金は十
万円だったので、それほ
ど大騒ぎすることでもあ
りません。ただ、十万円
といえども八個もの数字
がドンピシャだったので、
これで一生分の宝くじ運
を使い果たしたのでしょ
う。

あじわろ

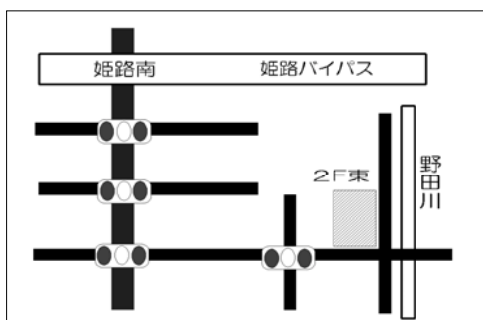
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp